

# 生活福祉資金

## 新型コロナウイルス特例貸付

## の概要

兵庫県社会福祉協議会では、新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少等があり、緊急かつ一時的な生計維持のための費用を必要とする世帯に、以下の貸し付けを行っています。

| 緊急小口資金   | 総合支援資金   |
|--|--|
| <p>○貸付限度額<br/>10万円以内。ただし、4人以上の世帯や個人事業主等の特別の要件に該当する場合は20万円以内。</p> <p>○据置期間と償還期間<br/>据置期間12か月以内<br/>償還期間24か月以内</p> <p>○貸付利率<br/>無利子。ただし期日までに償還完了しなかった場合、年3%の延滞利子</p> <p>○貸付の決定と資金の交付方法<br/>県社協で書類受理～貸付決定～送金まで10日程度</p> <p>○必要書類<br/>所定の様式のほか、世帯全員分の住民票、顔写真入りの身分証明書、送金口座の通帳（コピー）</p> <p>○相談・申込窓口<br/>・特例貸付コールセンター<br/>・お住まいの各区社会福祉協議会</p> | <p>○貸付限度額<br/>単身世帯：月額15万円以内<br/>複数世帯：月額20万円以内<br/>貸付期間：3か月以内</p> <p>○据置期間と償還期間<br/>据置期間12か月以内<br/>償還期間10年以内</p> <p>○貸付利率<br/>無利子。ただし期日までに償還完了しなかった場合、年3%の延滞利子</p> <p>○貸付の決定と資金の交付方法<br/>県社協で書類受理～貸付決定～送金まで3週間から1か月程度</p> <p>○必要書類<br/>所定の様式のほか、世帯全員分の住民票、顔写真入りの身分証明書、送金口座の通帳（コピー）<br/>ただし、緊急小口資金をすでに利用中の場合は提出書類を一部省略できる</p> <p>○相談・申込窓口<br/>・特例貸付コールセンター<br/>・お住まいの各区社会福祉協議会</p> |
| <p>◇ 2つの資金種類のうち、まずは送金までの期間の短い「緊急小口資金」をご利用ください。</p> <p>◇ 緊急小口資金を利用した上で、それ以降の生活にも不安のある場合は総合支援資金の利用もご検討ください。（総合支援資金の申請受理は、緊急小口資金の送金から2週間経過後からとなります）</p> <p>◇ 総合支援資金を利用する場合には、緊急小口資金の貸付決定通知書を添えてお申し込みください</p>  |  |

**実施主体：社会福祉法人 兵庫県社会福祉協議会**

神戸市中央区坂口通2-1-1 県福祉センター内 TEL 078-242-7944

相談・申込：新型コロナウイルス特例貸付 コールセンター

TEL **078-262-1626** ※12:00～13:00は留守電対応

またはお住まいの各区社会福祉協議会 TEL 各区役所 代表番号

受付時間：9：00～17：00（土日・祝日、年末年始を除く）

※コールセンターの開設は、月～金9：00～12：00、13：00～17：00です。（土・日曜日・祝日、12月29日～1月3日は開設していません。）